

函館市監査公表第10号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年8月19日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 出村 ゆかり

函館市監査委員 道畑 克 雄

函 企 広

令和 7 年（2025 年）7 月 3 0 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	企画部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ その他（行政監査）		
監査等実施期間	令和6年8月30日～令和7年3月25日	提出日	令和7年5月13日
監 査 項 目 等	ソーシャルメディアを活用した情報発信について		
区 分	意見		
ウ ガイドラインの周知徹底等について			
<p>平成26年度に企画部広報広聴課がガイドラインを定め、ソーシャルメディア活用にあたっての基本的な考え方や留意点について各部局に示し、現在、庁内 Web にもガイドラインが掲載されているが、今回の監査において、アカウントを取得した場合の同課へのソーシャルメディア利用届出書の提出がされていないものをはじめ、アカウントのプロフィール欄への必要事項の明示・記載がされていないもの、なりすまし防止等のための監視をしていないものなど、ガイドラインに基づいた対応が適切にとられていない状況が散見され、監査事務局からの指導により改善が図られたところではあるが、ガイドライン自体の存在を知らなかったという部局もあり、時間の経過とともにガイドラインについての認識が薄れてきていることも考えられるところである。</p> <p>また、担当の職員の異動などによりガイドラインに基づいたノウハウが適切に引き継がれないといったことも考えられるほか、新たにソーシャルメディアを活用しようとする部局がガイドラインの存在を知らないまま運用を始めるといったことを防ぐためにも、ガイドラインを所管する企画部広報広聴課は、各部局に対し定期的にガイドラインの周知徹底を図るとともに、活用状況を見ながら必要に応じて適切に指導するなど、本市におけるソーシャルメディアの適切な活用が、継続的に図られるよう努められたい。</p> <p>また、ガイドラインを定めてから10年以上が経過しており、ソーシャルメディアを取り巻く状況も、年々刻々と変化していることから、必要に応じてガイドラインの内容を見直すことなども検討されたい。</p>			
措置内容、対応・考え方			
<p>ガイドラインの周知につきましては、令和7年4月4日付けでガイドラインの改めでの周知と手続き漏れや必要な対応がなされていない場合は速やかに実施するよう依頼する旨の通知を各部広報責任者宛てに発出いたしました。また、今後は、毎年開催する広報連絡会議において定期的に周知してまいります。</p> <p>ガイドラインの見直しにつきましては、他都市が制定したガイドラインを参考としたほか、昨今のソーシャルメディアを取り巻く環境の変化等に鑑みて改正を行い、令和7年7月2日に各部へ周知したところです。</p>			